



関西電力大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した大阪地裁判決後、勝訴の垂れ幕を掲げる原告ら11月4日午後、大阪市北区



# 大飯原発設置許可取り消し

## 初の判断 大阪地裁 規制委審査「不合理」

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）をめぐり、想定される地震の揺れ（基準地震動）が過小評価されているとして、福井県など11府県の住民127人が原子力規制委員会の設置変更許可処分を取り消す訴訟の判決で、可を取り消す司法判断は初めて。規制委は他の原発でも同様の手法で評価しており、判決は大きな影響を及ぼさそうです。

↓関連⑥面 規制委は福島第1原発事故を教訓に改定された新規規制基準に基づき、電力会社がおよび判断の過程には「看過し難い過誤、欠落がある」と断じています。

東京電力福島第1原発事 設置変更許可を出します。

3、4号機の稼働に必要な

住民側は、基準地震動が過小評価され、想定を超える大きな地震が起きることが考慮されていないと主張。国側は、耐震性は余裕を持って設計されており、仮に基準地震動を超える地震が発生しても安全機能を直ちに喪失することはないと反論していました。

大飯原発をめぐるのは、福井地裁が14年5月、3、4号機の運転差し止めを命じましたが、名古屋高裁金沢支部が18年7月、運転を容認。一審判決を取り消し、確定しました。3、4号機は定期検査などで停止

しんぶん赤旗  
2020年  
12月5日

# 国・関電 受け止めよ

## 運転認めず6件目司法判断

### 大飯原発 再稼働もってのほか

大飯原発3、4号機をめぐる4日の大阪地裁判決。原発を含む原子炉施設の運転差し止めや設置許可無効を認めた司法判断は、2011年の東京電力福島第1原発事故以降では6件目です。

福井地裁が14年5月に大津地裁が運転差に関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた。いすれも止め命令を出しましたが、名古屋高裁金沢支部で取り消されました。四国電力伊方原発3号機については、広島高裁が17年12月、巨大噴火で火砕流到達の可



関西電力大飯原発3、4号機の新規制基準適用を求めた訴訟で、大阪地裁に向かう原告ら＝4日午後、大阪市北区

能性があるとして、運転差し止めの仮処分を決定。決定が取り消された後の20年1月、同高裁は活断層や火山の

原発に頼らぬ町づくりこそ

おおい町議（日本共産党）の稲橋巧さんの話 基準地震動の算定



根拠となる活断層や周辺の断層の影響を過小評価してきたのが日本の原子力行政です。大飯原発でも、付近にある活断層と周辺の断層が連動することで大きな地震や津波が発生すると指摘されてきました。まだ不確定な部分も多くありながら、国

は関西電力の都合のいい数字で再稼働を認めました。今回の判決が確定すれば国の審査も空虚なものになり、これまで以上に厳重な対策をしなければ再稼働ができません。大飯原発では1、2号機の廃炉が決まっています。原発に頼らない町づくりを推進していきたい。

解説 関西電力大飯原発3、4号機の新規制基準適用を求めた訴訟で、大阪地裁に向かう原告ら

変更許可を取り消した大阪地裁判決は、原子力規制委員会が定めた新規制基準の考え方を踏まえた審査となされていないと断言していると述べます。

電力会社は変更申請の際、原発周辺の断層調査結果などから地震の揺れ（基準地震動）を想定。規制委員会は妥当かどうかを審査します。

地震の規模は、震源断層

### 地震想定手法 厳格さ要求

の長さや面積と一定の相関関係があるとされ、「経験式」と呼ばれる式で算出されます。規制委が審査の際に用いる想定では、この経験式が適切に適用されているかを確認するとしています。福島第1原発事故後の改訂で、自然現象である地震には一定の「ばらつき」があり得ることから、その分を考慮するよう求めました。

しかし、実際の審査では、経験式をそのまま適用し、実際の審査で

用。震源断層を大きめに見積もったり、断層内で特に強い揺れを生む部分を敷地の近くに設定したりする「不確かさ」という手法で、想定の上乗せを図っています。これに対し、判決は「ばらつき」の上乗せの必要性も検討しなかったと判断しました。判決が確定すれば、既に審査を終えた原発も前震工事が必要になるとみられます。影響は広がります。

年月	出来事
2011年3月	東京電力福島第1原発事故発生
12年6月	関西電力大飯原発3、4号機の運転停止を求め、住民が大津地裁に提訴
7月	3、4号機が再稼働
13年7月	原発の新規制基準施行。関電が3、4号機の設置変更許可を申請
9月	3、4号機が定期検査で停止
14年5月	別訴訟で福井地裁が3、4号機の運転差し止め命令
17年5月	3、4号機、原子力規制委員会の安全審査に合格。設置変更が許可される
9月	住民が設置変更許可の取り消しを求め、訴えの変更を申し立て
12月	1、2号機の廃炉決定
18年3月	3号機が再稼働
5月	4号機が再稼働
7月	名古屋高裁金沢支部が福井地裁の差し止め命令を取り消す
20年12月	大阪地裁が3、4号機の設置変更許可を取り消す

**解説**

関西電力大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した大阪地裁判決は、原子力規制委員会が定めた新規制基準の考え方を踏まえた審査すらなされていないと断じていると言います。

電力会社は変更申請の際、原発周辺の断層調査結果などから地震の揺れ（基準地震動）を想定。規制委は妥当かどうかを審査します。

地震の規模は、震源断層

**地震想定手法 厳格さ要求**

の長さや面積と一定の相関関係があるとされ、「経験式」と呼ばれる式で算出されます。規制委が審査の際に用いる規定では、この経験式が適切に適用されているかを確認するとしています。福島第1原発事故後の改訂で、自然現象である地震には一定の「ばらつき」があり得ることから、その分を考慮するよう求めました。

しかし、実際の審査では、経験式をそのまま適用。震源断層を大きめに見積もったり、断層内で特に強い揺れを生む部分を敷地の近くに設定したりする「不確かさ」という手法で、想定の上乗せを図っている。規制委は主張している。これに対し、判決は「ばらつき」の上乗せの必要性も検討しなかったと判断しました。判決が確定すれば、既に審査を終えた原発も耐震工事が必要になるとみられます。影響は広がりそうです。

**大飯原発をめぐる経緯**

- 2011年3月 東京電力福島第1原発事故発生
- 12年6月 関西電力大飯原発3、4号機の運転停止を求め、住民が大阪地裁に提訴
- 7月 3、4号機が再稼働
- 13年7月 原発の新規制基準施行。関電が3、4号機の設置変更許可を申請
- 9月 3、4号機が定期検査で停止
- 14年5月 別訴訟で福井地裁が3、4号機の運転差し止め命令
- 17年5月 3、4号機、原子力規制委員会の安全審査に合格。設置変更が許可される
- 9月 住民が設置変更許可の取り消しを求め、訴えの変更を申し立て
- 12月 1、2号機の廃炉決定
- 18年3月 3号機が再稼働
- 5月 4号機が再稼働
- 7月 名古屋高裁金沢支部が福井地裁の差し止め命令を取り消す
- 20年12月 大阪地裁が3、4号機の設置変更許可を取り消す